

奈良市バンビーホーム登降所等管理システム及び
端末等機器類賃貸借業務
仕様書

令和8年7月

奈良市

仕 様 書

1. 業務名称

奈良市バンビーホーム登降所等管理システム及び端末等機器類賃貸借業務

2. 本業務の目的

本市が運営する放課後児童クラブ（バンビーホーム）において、登降所管理システムおよび保護者連絡ツールを導入し、施設運営事務の簡略化を図る。

特に出欠確認や出席児童数の管理をオンライン化することで、電話対応や集計業務等の事務負担を軽減する。また、欠席報告や施設からのお知らせをデジタル化し、保護者の利便性向上とあわせて円滑な連絡体制を構築することを目的とする。

3. 業務内容

調達対象となる業務内容については、下記のとおりとする。

放課後児童育成課及び42バンビーホームの登降所等管理システム及び端末等機器類のサービス利用・運用保守とする。

○賃貸借期間：令和8年12月1日から令和13年11月30日

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（機器の納品・設定等は令和8年11月30日までに完了すること）

4. 対象施設

「別紙1対象施設」を参照すること。

※対象施設数（設置箇所43箇所）については、契約期間に増減する可能性がある。

5. 業務概要

I. 本システムで求める基本機能

本業務は、本市がバンビーホームを運営するにあたって、児童の安全管理及び保護者の利便性向上や負担軽減の観点から、必要な事務についてシステムを導入し、事務運用の効率化を図る。なお、本市が求める基本要件については以下のとおり。

① 登降所管理

保護者又は児童に配布するQRコードを利用し、登降所手続き端末カメラへQRコードをかざすことで児童の登降所時刻を正確且つ効率的に管理し、登所児童の適切な把握を行うとともに、延長保育等の利用時間の正確な管理を行う。また、QRコードは本システムの機能により、児童ごとに生成・印刷でき、各児童の兄弟の把握・管理ができること。なお、生成・印刷は50人以上の単

位で一括出力が可能であること。

② 保護者からの出席等受付

児童の当日出席等について、保護者が自身のスマートフォン等から Web サイトまたはアプリを通じて出席等の登録を行う。

③ 保護者向けお知らせ一斉配信

各バンビーホーム及び本市放課後児童育成課からのお知らせや緊急連絡について、登録された保護者宛メールアドレスに対し一斉に配信する。または、アプリのお知らせ機能等により、保護者に一斉配信する。

④ 職員勤怠管理

QR コードではなく、必ず IC カードによる管理とする。現在職員に配布している IC カードを利用し、職員の出退勤時刻を正確且つ効率的に管理し、時間外勤務や指定休、有給等の利用状況を CSV の形式でエクスポートできる機能を有すること。また、出力した CSV を加工せずに本市で使用する給与システムに連携できること。

⑤ 帳票作成

システム上から児童の登降所管理に関する出席簿及び職員の勤怠管理に関する職員出勤簿が出力できること。児童情報及び職員情報の入力にあたっては、職員の作業負担軽減のため、定型文の選択による入力や、前回記録の複写機能など入力支援機能を有すること。

⑥ 現登降所システム保存データのデータ移行

※既存システムを継続利用する場合はこの限りではない。詳細については本市と協議の上、変更することができる。

令和 8 年 1 1 月 3 0 日以前の児童情報、職員情報、児童登降所情報及び職員勤怠情報等の現登降所システムに保存されているデータについて移行作業を行い、新システム利用にあたり当該情報については、照会、保守、帳票出力が出来るように登録作業が発生する場合は実施すること。既存データの抽出・移行に係るすべての費用は本調達に含むものとする。

(ア)本市既存システム内のデータについて、原則として未加工の全データを CSV 形式で本市が抽出し、受託者側において、レイアウト変更等必要な調整を行った上で、取り込みを行うこと。

(イ)取り込み作業を行った結果生じたエラーについては、本市・受託者と協議の上、修正等作業を行うこと。

(ウ)事前に登録計画について作成し、本市の了承を得ること。また、少なくともテストで 1 回、本番で 1 回の取り込み作業を行うこと。

⑦ 賃貸借業務終了後のデータ出力

賃貸借業務終了後に既存システムが継続できないこととなった際に、移行用

データの出力について本市と協議すること。

II. 調達範囲

- ① 登降所等管理システム導入（基本設計、詳細設計、システム構築、本市システム稼働に必要な端末設置・設定やネットワーク接続等を含む）
- ② クラウド利用環境整備（データセンター利用料、必要なハードウェアを含む）
- ③ 本システムの利用にあたって、バンビーホーム及び放課後児童育成課で使用する端末とその他機器類の調達・整備

【調達機器類】

	機器類	数量	備考
共通	操作端末（※1）	102	<ul style="list-style-type: none"> ・ノート型パソコン ・マウス付属 ・ライセンス 【数量の内訳】 バンビーホーム用 : 89 放課後児童育成課用 : 4 予備用 : 9
	登降所手続き端末	100	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット ・充電クレードル付属 ・タブレットスタンド付属 ・ICカードリーダー 【数量の内訳】 バンビーホーム用 : 90 予備用 : 10
ICカードによる職員勤怠管理	ICカード	使用できない場合 (800)	既存ICカードを使用できない場合は、調達の必要がある

（※1）本市指定の端末設計及び設定作業を行うこと。

III. システム構成

本システムにおけるシステム構成や手法については、児童及び保護者の情報を管理し、その一方で保護者向けお知らせ一斉配信や保護者からの登所連絡受付を行うなど、外部接続環境を必要とするため、適切なセキュリティを確保したシステム構成とすること。

入札参加者は、システム構成図及びセキュリティ対策について提示すること。

IV. 基本条件

① 対象及び件数

対象施設数 42ホーム（99支援）及び放課後児童育成課
児童 約5,500名

② 利用職員者

職員1ホームあたり約17名（計約700名）
放課後児童育成課職員 10名程度

③ システム利用環境

本システムについては、保護者、バンビーホーム及び奈良市役所本庁舎の放課後児童育成課において利用する。各ユーザーの利用イメージは「別紙2システム利用イメージ図」を参照すること。

【利用機器類】

ユーザー	利用機器類	備考
保護者	スマートフォン、 パソコン等	各家庭により異なる。（※）
各バンビーホーム	操作用端末	上記5. II③及び下記8.を 参照。
	登降所手続き端末	
	ICカードリーダー	
放課後児童育成課 (奈良市役所本庁舎)	操作用端末	上記5. II③及び下記8.を 参照。

（※）【対応ブラウザ】

インターネットブラウザ	OS
・ Microsoft Edge ・ Safari ・ Firefox ・ chrome	・ Windows ・ Android ・ iOS

6. システム導入の基本要件

本システムについては、5. Iに示す基本機能を満たし、且つ職員の作業負担軽減に資するシステムであることを前提とし、7. 詳細要件「別紙3システム機能一覧」を満たす形で、スクラッチ開発、パッケージを問わず適切なシステム導入を行うこと。

また、システム利用者（職員）のID付与については、放課後児童育成課に協力して実施すること。

7. 詳細要件

システムの機能要件、帳票要件については、「別紙3システム機能一覧」のとおり。

8. ハードウェア要件

本システムの導入に伴い調達する端末等機器類（5. II③）とバンビーホームにおける利用機器類（5. IV③）について、本システムの稼働に必要な設定作業を行うこと。（その他機器のドライバーインストール等も含む。）

なお、導入後に支援数（別紙1 対象施設参照）が増えた場合は、予備機を使用するものとし、本システムの稼働に必要な設定作業に追加費用が発生しないこと。

① 操作用端末：ノート型パソコン（NEC Chromebook Y4）

- ・インターネット接続については、本市提供の Wi-Fi 環境を使用すること。
- ・当該 Wi-Fi への接続設定も行うこと。
- ・導入するシステムが、操作用端末で、少なくとも5年間問題無く稼働すること。
- ・導入時に VPN 接続で必要となるソフトウェアを同梱すること。
- ・ハードディスクの暗号化を行うこと。

② 登降所手続き端末：タブレット端末

導入するシステム及び下記ソフトウェアが、少なくとも5年間問題無く稼働するスペックであること。

詳細は以下のとおり。

	Windows	Android
形態	タブレット端末	
ディスプレイ	10インチ以上／1920×1200以上／静電容量式タッチパネル	
OS	Windows11以上	Android 13（64bit）以上
CPU	Intel® Processor N150 以上／動作周波数2.0GHz以上	MediaTek MT8365 以上／動作周波数2.0GHz以上
記憶媒体	64GB以上	32GB以上
メモリ	2GB以上	
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・ Type-A 2ポート以上（USB2.0以上） ・ microHDMI 1.4bTypeD ・ 無線LAN（2.4GHz帯：IEEE802.11b/g/n 準拠 5GHz帯：IEEE802.11a/n/ac 準拠） ・ Bluetooth v5.0準拠 	
カメラ機能（内側）	500万画素CMOSセンサー搭載（オートフォーカス機能付き）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス対策ソフト※5年間の更新費用を保守に含むこと ・ ハードディスクの暗号化を行うこと 	

③ IC カード：非接触型

- ・下記 IC カードリーダーで読み取り可能であること。
- ・IC カードに格納する情報は固定番号とし、システム側で固定番号とバンビーホーム職員の情報を紐付ける運用を想定しているが、手法は受託者の提案による。但し、IC カードについては必要に応じて読み取りに必要な情報を登録した状態で随時追加購入できるものとし、かつ、IC カードメンテナンスにおける職員の負担が少なくなる仕組みとすること。

④ IC カードリーダー：IC カード読み取り装置（非接触型）

- ・登降所手続き端末と接続すること。
- ・導入するシステムと接続し稼働することが確認できている機種を導入すること。
- ・IC カードリーダー及び接続した端末のディスプレイの設定について、本調達に含むこと。

⑤ QR コード

- ・登降所手続き端末カメラで QR コードが読み取り可能であること。
- ・QR コードに格納する情報は固定番号とし、システム側で固定番号と児童情報を紐付ける運用を想定しているが、手法は受託者の提案による。但し、新児童の入所時や QR コードの追加時において、都度、登降所システムから QR コードを出力し印刷することができるものとし、かつ、作成メンテナンスにおける職員の負担が少なくなる仕組みとなっていること。

⑥ データセンター

導入するシステムソフトウェアが 5. IV に示す環境において少なくとも 5 年間問題無く稼働するリソースを提供することとし、以下の要件を満たすこと。

構成	データベースを格納するサーバ及び職員が操作するサーバと、メールや外部受付用のサーバとは異なるセグメントに設置し、ファイアウォール等により必要な通信以外は遮断されていること。
HDD	冗長化すること。
無停電電源装置	台数等は問わないが、本調達において導入する全てのサーバについて停電時等に安全にシャットダウンできる容量を確保した無停電電源装置を導入すること。
セキュリティ対策	システム導入時及び年 1 回は、脆弱性診断／ペネトレーションテストを実施して、システムの安全性を確保すること。

9. データ取り込みに係る要件

① データ取り込み

本市で稼働中の保育システムから出力された CSV データを取込、初期登録および既存データの更新を行うことが出来ること。取り込み作業については本市で実施する。

② 年次更新

年次更新時に、放課後児童育成課に協力してデータの更新等において必要な作業を行い、滞りなく使用できるようにすること。

10. 研修会実施について

システムの操作等に係る研修会については以下のとおり実施すること。但し、実施の手法については本市と協議の上、変更することができる。

① 研修内容

職場研修は、運用開始前に計4回実施し、システム導入にあたっての全体の流れやイメージを持つことと、研修参加者が実際に操作を行うことで具体的な操作方法の習得を目的とする。

② 研修会場と準備物

研修会場は本市庁舎内会議室等を予定しており、各回職員約20名が参加する予定である。プロジェクター、パソコン等機材は本市にて用意するが、研修用資料については受託者で作成し、当日紙で配布するとともに、データでも納品すること。

③ 操作マニュアル

操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際のキャプチャーを用いてわかりやすく説明すること。

11. セキュリティ対策

本システムの導入時にセキュリティ対策を講じる上での主な要件は以下のとおりとする。

(ア) 受託者は、業務を行うにあたりアクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。

(イ) コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための適切なセキュリティ対策を講じた上で、適切に業務を行わなければならない。

(ウ) 保護者からの情報を扱うサーバと児童等の情報を管理するサーバを分離する構成とし、不正アクセスの防止とデータベースの安全性を高めること。

(エ) データセンターの入退室については、権限を持つ担当者のみがアクセスを申請し、最少権限の原則に基づき許可され、アクセスを必要とするデータセンターの指定されたエリアのみに入場を制限すること。

(オ) データセンターは、「Tier3」を満たし、日本国内にあること。

(カ) 本システム端末機器は、インターネット上に仮想の専用線を設定するなど、特定の者のみが利用できる専用ネットワークで接続すること。

12. システム運用保守にかかる要件

運用保守作業を実施する上での主な要件は以下のとおりとする。なお、運用保守業務の対象は、本システムのアプリケーション・ソフトウェア(ミドルウェアを含む)とし、導入時の調達範囲と同様とする。

- (ア) 障害が発生した場合は、速やかに障害復旧対応を行うこと。また、障害対応完了後、障害記録や障害の原因を分析し、結果を本市に報告するとともに、再発防止策を検討し、本市の承認を得た後に講じること。
- (イ) 障害発生時には、障害対応後、バックアップデータの復旧を行うこと。
- (ウ) 本システムのアクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに報告、アクセスログの開示を市に対して行うこと。
- (エ) 管理するデータが消失しないよう、サーバを冗長化しさらに、イメージバックアップを3世代まで行い、バックアップデータからの復旧ができること。
- (オ) 導入機器とソフトウェアについてセキュリティ対策(バージョンアップ等)を行うこと。
- (カ) 導入機器及びシステムの情報セキュリティ関連(脆弱性、セキュリティホールなど)の情報を常に取得して、本市担当者に報告すること。
- (キ) 導入機器についてソフトウェア(ファームウェア)に起因する脆弱性、セキュリティホールについて、対策の必要性があると本市が判断した場合は、更新作業をおこなうこと。
- (ク) サーバOS・ミドルウェアの開発元からセキュリティパッチが公開された場合は、速やかに検証確認を行ったうえで、適用作業を行うこと。
- (ケ) 本システムの運用時間は、24時間365日常時とする。ただし、計画停止を除く。
- (コ) 本市からのシステム操作等に関する問い合わせに対応すること。本市の業務時間である平日8:30~17:15までの時間帯において確実に応対できる体制を確保すること。また、現場職員向けの操作等の問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置し、固定電話、携帯電話、メール等による問合せ可能とし、オペレーターが対応すること。また、問合せへの回答については、問合せのあった日から3営業日以内に行うこと。
- (サ) 本システムのアプリケーション・ソフトウェア(ミドルウェアを含む)のバージョンアップがあった場合、適切なものかを判断しバージョンアップを行うこと。
- (シ) 「システムを継続的に利用するために必要となる作業」は、回数の上限なく行うこと。

- (ス) 契約期間中のライセンス更新を行うこと。
- (セ) 帳票の文言や画面項目名の表示等、軽微なシステム改修についてはシステムサービス利用・運用保守費用の枠内で対応すること。
- (ソ) 通常業務に支障が出るような重度の障害が生じた場合は対応時間の制限なく即日対応を行うこと。
- (タ) 全ホーム運用開始に対応するため、テスト運用中に生じた不具合や要望等に対する機能改修については、原則サービス利用・運用保守費用の枠内において行うこと。
- (チ) 個人情報を取り扱うため、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守し、具体的な責任体制を発注者に提出すること。
- (ツ) 利用期間終了後はシステムに保有されたデータを復元不可能な状態に消去すること。復元不可能な状態は物理破壊を含む。
- (テ) 本業務にて調達するハードウェアの保守については含まないものとする。

13. 納品物について

※既存システムを継続利用する場合はこの限りではない。詳細については本市と協議の上、変更することができる。

① 納品物

下記のことを納品すること。

なお、2～8については、電子媒体での納品とする。

1. 本件業務委託実施に伴うシステム一式
2. 作業全体計画書
3. 基本設計書
4. 機能要件定義書
5. システム運用マニュアル（管理者用）
6. 操作マニュアル（利用者用）
7. システムテスト計画書
8. システムテスト結果報告書

② 納入期限

令和8年11月30日

14. 特記事項

- ① 本業務については、導入期間中における本市との協議、調整に応じること。
- ② 本市が指定する情報（秘密情報）は、本市の許可なく本市庁舎外へ持ち出し、または複製してはならない。また、本稼動前のテスト環境情報及びテストデータ等を含め、本契約にあたり知り得た情報は一切他に漏らしてはならない。契約履行後にお

いても同様とする。

- ③ 個人情報保護のため、情報セキュリティ対策は確実に行うこと。